

# 第5章 火山対策計画

## 第1 貫り 総観

### 第1 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「基本法」という）第42条の規定に基づき、火山災害が発生した場合にとるべき火山災害応急対策を中心に火山防災対策に係る措置、火山防災対策上緊急に必要とされる施設等の整備、火山災害に係る防災訓練、火山防災上必要な教育及び広報に関する事項等について定めたものであり、これを推進することにより住民の生命、身体及び財産を火山による災害から保護することを目的とする。

なお、本計画では常時観測火山である磐梯山、安達太良山、吾妻山を対象としている。

### 第2 計画の指針

- 1 本計画は、火山災害の発生に伴う被害を防止し軽減するため、町及び防災関係機関の講ずべき措置を定めるものとする。
- 2 本計画は、火山災害発生時における応急対策を中心に作成するものとし、併せて教育、広報、訓練及び緊急整備事業等の平常時における対策についても計画化するものとする。
- 3 本計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し検証を行い、計画内容の充実を図るものとする。

### 第3 火山の概要

各火山の概要は次のとおりである。

#### 1 磐梯山

大磐梯・櫛ヶ峰・赤埴山から成る安山岩の成層火山。火山体の形成と崩壊が繰り返されて、現在の山容がつくられた。1888（明治21）年の水蒸気噴火により小磐梯の北側が崩壊し、北麓へ流れ下った。また、爆風（火碎サージ）により南東側にも被害をもたらした（死者47名）。馬蹄形カルデラ壁、北麓の流れ山、檜原湖など大小の湖沼がこの活動でできた。有史以降の噴火はすべて水蒸気噴火で、カルデラ壁や山頂付近には噴気孔が点在する。

#### 2 安達太良山

玄武岩～安山岩の成層火山群で、東西9km、南北14kmにわたる。北から鬼面山、箕輪山、鉄山、安達太良山（本峰）、和尚山などが南北に連なる。主峰の安達太良本峰の山頂部には溶結火碎岩や沼ノ平火口がある。噴気地帯や硫氣地帯が多く存在する。有史以降の噴火は水蒸気噴火であり、明確な記録のある噴火活動は明治以降に限られる。1900（明治33）年の水蒸気噴火では、沼ノ平火口にあった硫黄精錬所が吹き飛ばされ、死者72名を出した。過去には沼ノ平に由来する火山泥流が発生しており、硫黄川を流れ下って西麓に堆積している。

### 3 吾妻山

玄武岩～安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列及び藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の2列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火碎丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気爆発又はマグマ噴火で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。

## 第2節 災害予防対策

(総務課、町民生活課、保健福祉課、農林課、商工観光課)

### 第1 防災のための体制整備及び事業等の推進

#### 1 防災体制の整備

##### ア 警戒区域の設定

気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い住民等への周知に努めるものとする。

##### イ 災害対策本部又は現地本部の設置

災害対策実施上必要と認めるときは、災害対策本部又は現地本部等を設置して、災害対策に万全を期するものとする。

##### ウ 噴火警報等の伝達

関係機関及び住民等に対し、県から通報される噴火警報等の周知徹底を図るものとする。

##### エ 避難指示等の伝達及び監視

火山現象により町長が発する高齢者等避難、避難指示を住民、登山者及び観光客に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

噴火警戒レベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。

なお、伝達にあたっては高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

#### 2 防災事業等の推進

町は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

##### ア 避難施設（退避舎、退避壕、退避広報施設等）の整備

##### イ 防災のための農林水産業経営施設の整備

##### ウ 降灰除去事業

##### エ 治山治水事業

##### オ 砂防事業

##### カ 河川の水質汚濁防止措置

##### キ 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

## **第2 噴火警報等**

### 1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山及び磐梯山について、仙台管区気象台及び気象庁地震火山部が発表する噴火警報等の主な種類は、以下のとおりである。

#### (1) 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

#### (2) 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

#### (3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等がとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標である。

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

吾妻山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散、火碎流・火碎サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。</li> <li>火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 1893年の噴火：噴石が火口から約1.5kmまで飛散</p>
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1977年の噴火：火口周辺に降灰 1966年の活動：身体に感じる地震を含む地震活動の活発化 1950年の噴火：噴石が火口から約1.2kmまで飛散</p>
予報	噴火予報	火口内等	ることに留意（活火山である）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏。</li> <li>状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。</li> </ul>

※特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。

※吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを協議会で設定する。

磐梯山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。</li> <li>火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。</li> </ul> <p>【過去事例】 1888年7月15日の噴火</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。</li> <li>火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散、火碎流・火碎サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。</li> <li>火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制</p>
予報	噴火予報	火口内等	ることに留意) (活火山である	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏。</li> <li>状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。</li> </ul>

※特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

安達太良山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火碎流・火碎サージは居住地域近くまで）。</li> <li>融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火碎流・火碎サージは居住地域近くまで）。</li> <li>融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	<p>火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。</p> <p>【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
予報	噴火予報	火口内等	ること(に)留意 (活火山であ)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏。</li> <li>状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。</li> </ul> <p>【過去事例】 1996年9月：噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

#### (4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。
- ・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。 (※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

#### (5) 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### (6) 降灰予報

##### ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

##### イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生5～10分程度で発表。
- ・ 噴火から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

##### ウ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い

噴火発生後 20～30 分程度で発表。

- ・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

#### （7）火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区気象台）が発表する。

#### （8）火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報として、気象庁及び仙台管区気象台は、次の情報等を発表する。

##### ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

##### イ 月間火山概況

前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

##### ウ 噴火に関する火山観測報

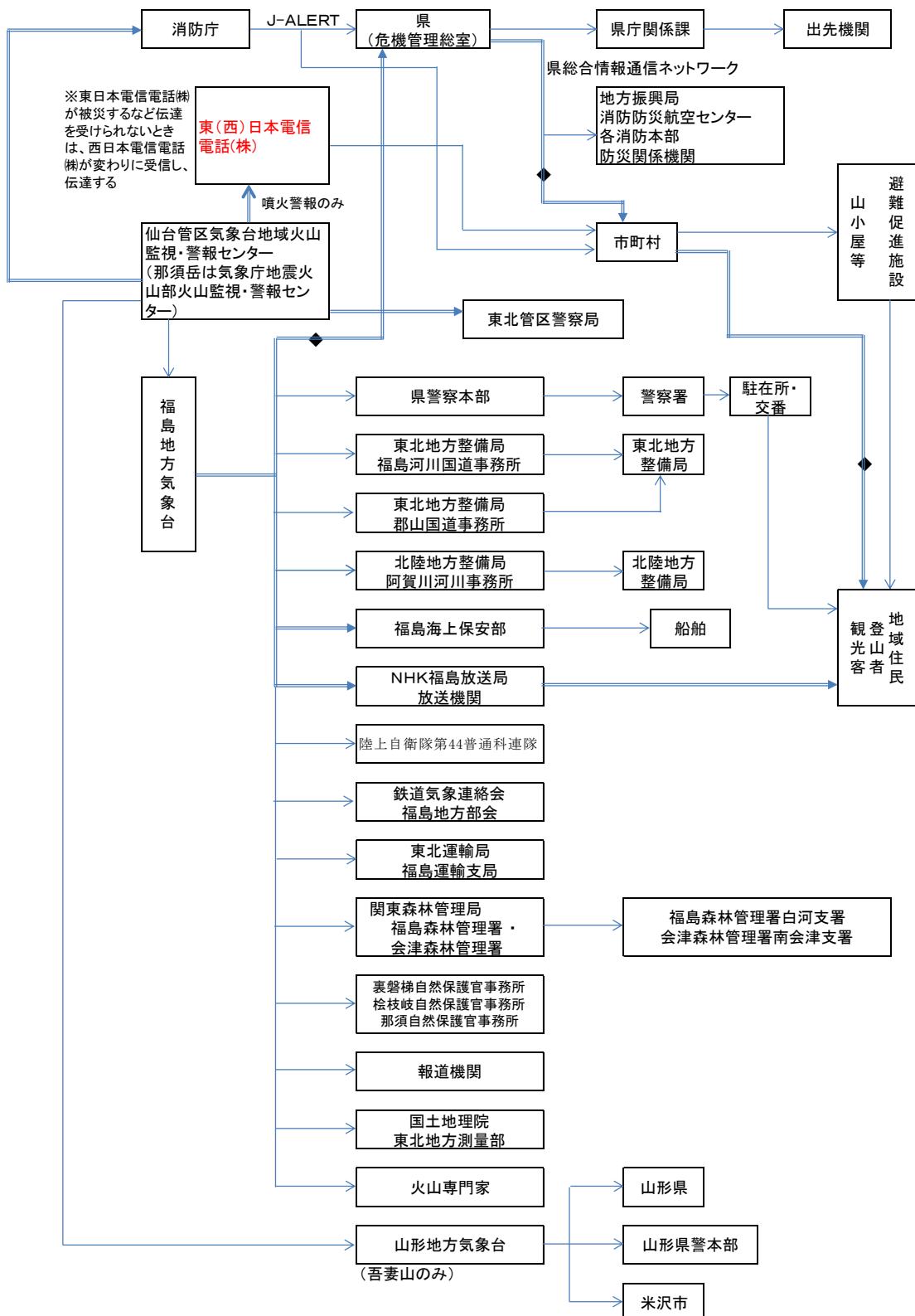
#### 2 伝達気象官署

噴火警報等は、仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

### 第3 伝達系統

仙台管区気象台が発表する火山警報等の伝達は、県総合情報通信ネットワーク、電話、FAXにより次の系統図に従い行うものとする。

噴火警報等の伝達系統図(吾妻山、磐梯山、安達太良山)



## 第4 災害情報の収集及び被害報告

噴火等の火山活動により被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、直ちに関係機関あてにその状況を通報するものとする。

### 1 災害情報収集及び被害報告責任者

町の責任者は、通報及び自ら収集した被害情報等を管轄の地方振興局又は福島県危機管理総室に通報するものとする。

### 2 通報事項

通報する事項は、概ね次の内容とする。

ア 噴火、異常現象の発生日時

イ 被害の状況

- ・被災地域、被災人員、家屋等の状況

- ・噴石、降灰等の状況

ウ 災害対策本部の設置状況

エ 主な応急措置の状況

- ・高齢者等避難（要配慮者避難）情報、避難指示の措置及び避難の状況

- ・避難者の輸送、観光客の救助等の実施状況

- ・その他応急措置の状況

オ 車両・医療救援要請に関する情報

カ その他必要事項

- ・異常現象等による地区住民及び観光客の動搖状況

- ・その他

### 3 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、日時、場所、現象等について町村長又は警察官に通報する。

なお、これにより難い場合には、福島地方気象台に通報する。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

エ 噴気孔の拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化

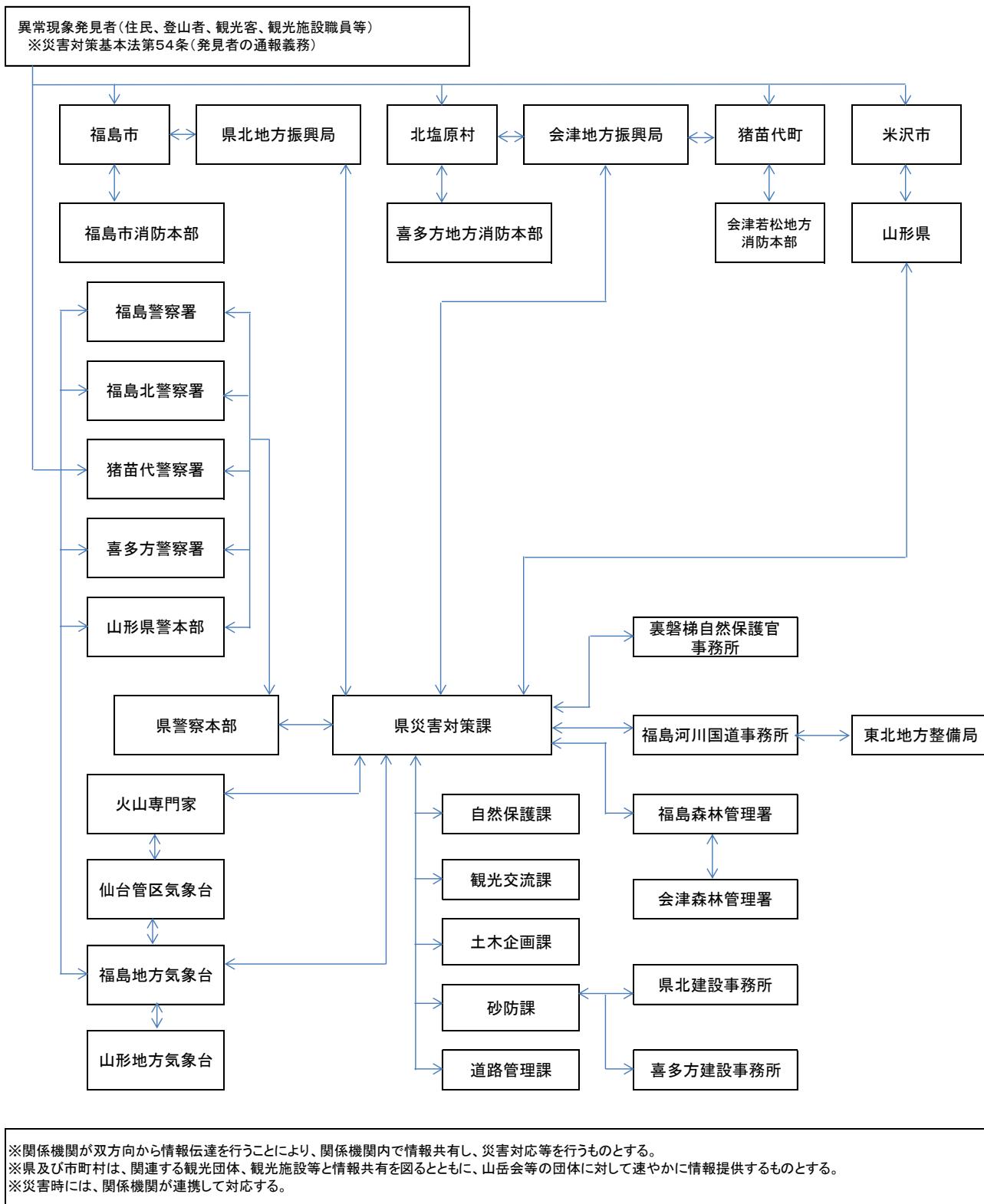
オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の拡大や移動、草木の立ち枯れ等

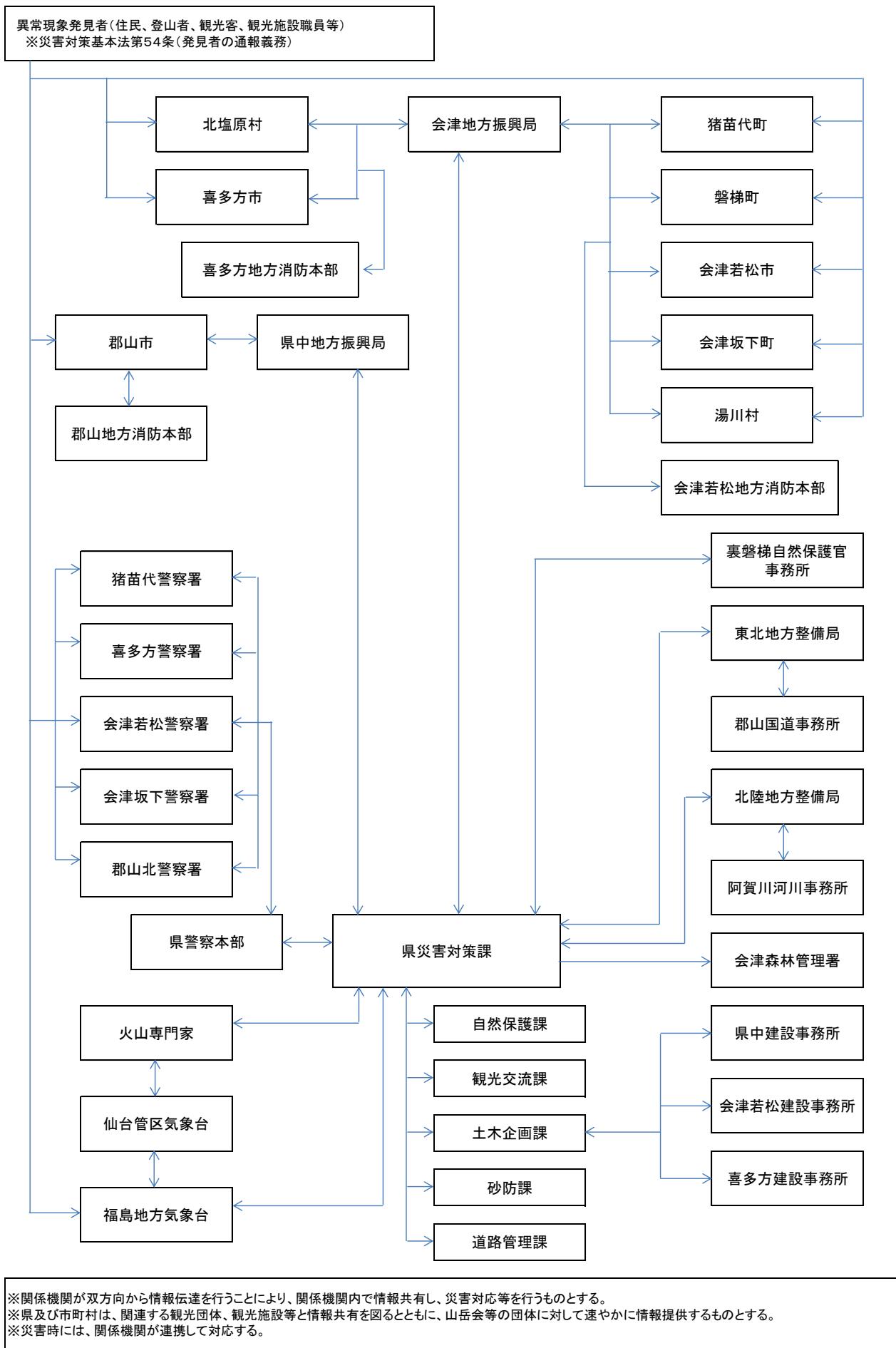
キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた町長又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ通報する。

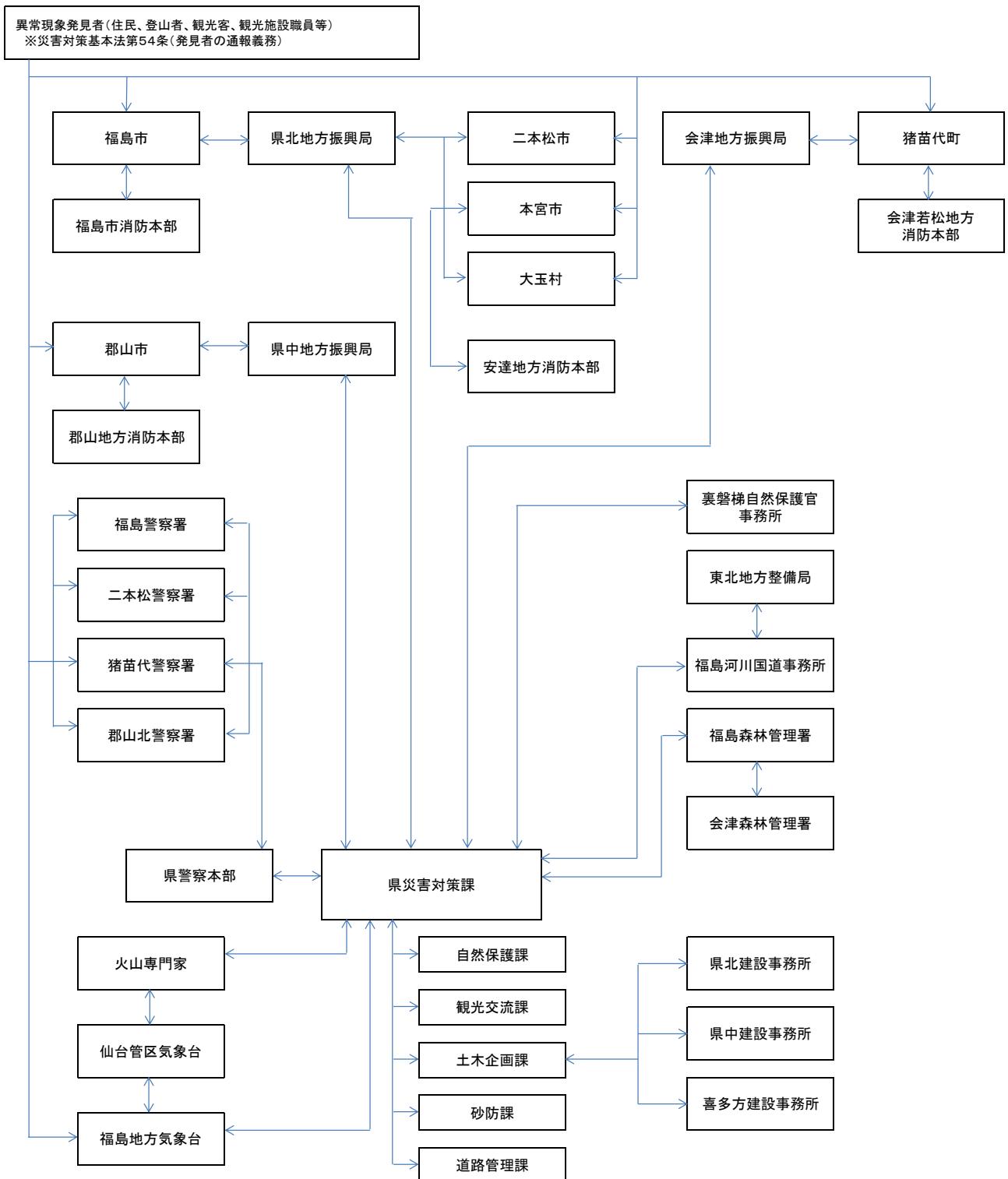
吾妻山情報連絡系統図



## 磐梯山情報連絡系統図



## 安達太良山情報連絡系統図



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。  
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。  
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

## **第5 危険防止設備の整備**

町長が指示する部局（農林対策部・商工観光対策部・建設対策部等）は、火山地域において危険が予想される場所等に注意を喚起する立看板を設置し、又は当該地域に立入りを規制する設備等の整備を図るものとする。

## **第6 火山現象の知識の啓発**

総務課長（総務対策部長）、農林課長（農林対策1部長）、商工観光課長（商工観光対策部長）及び建設課長（建設対策部長）は、火山地域の住民、林道使用者、登山者及び観光客等に対して危険防止のための知識の啓発を行うとともに、火山地域にかかる関係機関に啓発について協力を要請するものとする。

また、異常現象が発生した場合の通報義務についての啓発も図り、火山性ガスの噴出地などの危険箇所については、立看板を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

## **第7 訓練の実施**

### 1 防災訓練

総務課長は、防災関係機関及び住民等の参加を求め、火山災害の防止又は軽減を期するための防災訓練を実施するものとする。

### 2 情報伝達訓練

総務課長は、火山災害の特殊性を考慮して、防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び伝達等に係る情報伝達体制の確立を期するため、情報伝達訓練を実施するものとする。

## **第8 防災教育**

町は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して火山防災上必要な防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及・徹底を図る。

## **第9 自主防災組織の整備**

（第2章 第14節のとおり）

## **第10 要配慮者予防計画**

火山災害においては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多いため、こうした状況を踏まえ、要配慮者の防災対策を積極的に推進する。

（第2章 第15節のとおり）

## **第11 避難誘導体制等の整備**

避難場所（避難所）及び避難経路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、要配慮者等を誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

避難場所（避難所）及び避難経路については、「火山活動が活発化した場合の避難計画（吾妻山・安達太良山・磐梯山）」の定めによるものとする。

## **第12 ボランティアとの連携**

大規模な火山災害発生時には、多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう努める。

### **1 ボランティア団体等の把握・登録**

町は、日本赤十字社福島県支部会津地区猪苗代分区、社会福祉協議会などと連携を図りながら団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

### **2 ボランティア団体等の受入れ体制の整備**

町は、地域におけるボランティアコーディネート機能を有するボランティア団体等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報の窓口を設けるなど、情報提供に努める。

また、ボランティアの活動拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討し、ボランティア保険制度の導入についても検討すること。

（第3章 第20節のとおり）

### 第3節 災害応急対策

(総務課、保健福祉課、商工観光課、建設課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、こども課)

町及び防災関係機関は、火山災害の発生防止、または火山災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な火山災害応急対策を実施するものとする。

#### 第1 職員参集基準

火山災害は、突発的に発生が予想されるため、初期の防災機関の立ち上がりが非常に重要である。特に夜間、休日等に火山災害が発生した場合には、被害の状況等の情報の収集連絡等に当たるため、職員の参集範囲について、次のように定めるものとする。

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1 噴火警報レベル2・3が発表された場合 | 関係課長と関係職員 |
| 2 噴火警報レベル4が発表された場合   | 係長以上      |
| 3 噴火警戒レベル5が発表された場合   | 全職員       |

(第3章 第2節のとおり)

#### 第2 災害対策本部の設置基準

##### 1 災害対策本部の設置等

町長は、火山災害が発生する可能性がある場合において、次の基準により災害対策本部を設置する。

- (1) 噴火警報レベル4以上が発表されたとき (自動設置基準)
- (2) 噴火警報レベル3が発表されたときは、災害対策本部員会議を設置し、災害対策本部についての設置を検討する。
- (3) 気象庁の発表にかかわらず、町内に火山による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

##### 2 災害対策本部の業務

- (1) 住民への情報提供と呼びかけ
- (2) 火山情報等の受伝達
- (3) 防災関係機関等との業務に係る調整連絡
- (4) 発災後における応急対策の準備
- (5) その他火山災害応急対策の実施

##### 3 災害対策本部の組織及び運営

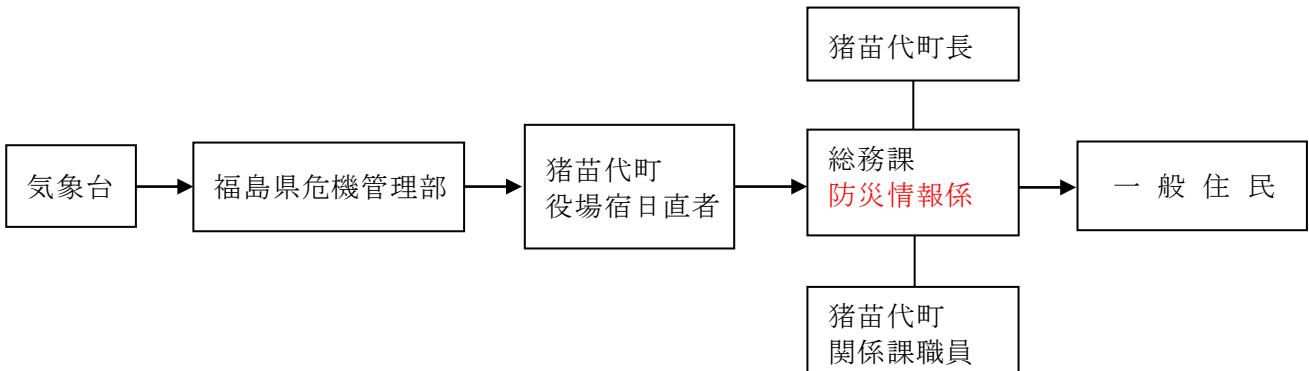
災害対策本部の組織及び運営は、猪苗代町災害対策本部条例の定めるところによる。

### 第3 火山災害情報に関する対策

#### (1) 勤務時間内の情報伝達経路



#### (2) 勤務時間外、休日の情報伝達経路



#### (3) 県防災行政無線の活用

県が行う火山災害時における災害情報の伝達並びに被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は県防災行政無線を活用する。

##### 1 被害状況等の報告

町が県（会津地方振興局）に報告するに当たっては、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、防災事務連絡システムで報告できない場合は、FAX及び電話等で報告するものとする。

なお、この場合において、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うこととする。

##### 2 町の組織内の伝達

###### (1) 勤務時間内

ア 庁舎内 放送設備による一斉放送により伝達する。

イ 出先機関 放送を受けた各連絡員は、電話等により関係出先機関に伝達する。

###### (2) 勤務時間外、休日の伝達

勤務時間外、休日においては、宿日直者が総務課防災情報係長へ連絡し、電話又は使送により関係職員に伝達する。

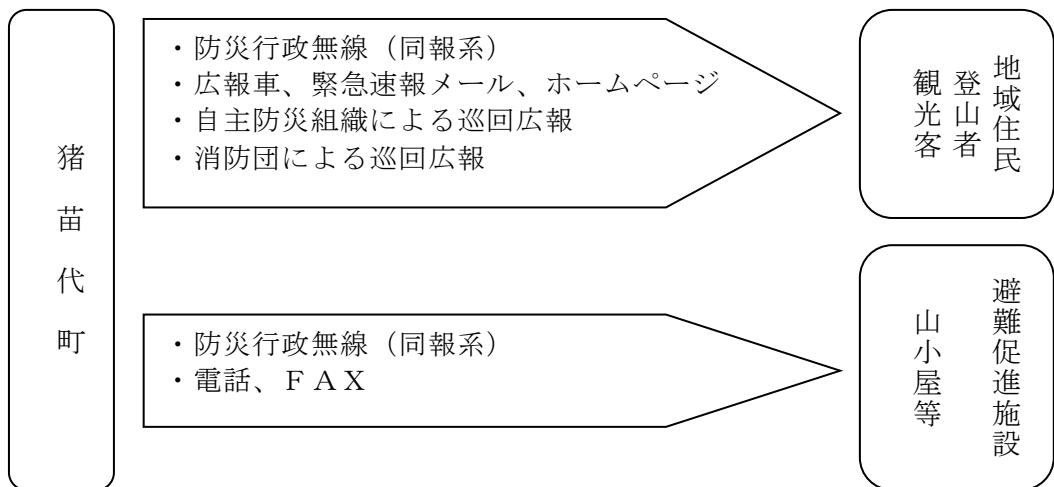
###### (3) 町教育委員会の伝達

教育委員会より各町立学校等への伝達系統は、教育委員会において別に定める。

##### 3 火山情報等の住民への周知

町は、火山情報等について防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車等により地域住民に

伝達するものとする。



#### 4 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

##### (1) 食料、生活必需品、医薬品等の確保

ア 災害応急対策に必要な物資等の確保を行う。

イ 町は、県に対し居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）応援救護及び被災者救護のため必要な物資の供給の要請をすることができる。

##### (2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

ア 防災関係機関は、この計画に定める災害応急対策及び施設等の災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は機関ごとに定める。

### 第4 広報対策

災害時の混乱の発生を未然に防止し、火山災害応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう各防災関係機関は広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

#### 1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火山情報等及び町内における災害危険区域及び避難対象地区への周知
- (2) 避難指示等
- (3) 交通規制の状況等、火山災害応急対策の内容と実施状況
- (4) その他状況に応じて事務所又は住民に周知すべき事項

#### 2 広報手段等

広報は、防災行政無線（戸別受信機を含む）・広報車等による伝達ルートを用いて行うものとする。

#### 3 広報の重点事項

町は、住民への広報を実施するに当たっては、次の事項に留意して、的確、迅速に行うものとする。

- (1) 冷静な行動をとるべきこと。
- (2) 不要な火気を始末すること。
- (3) 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- (4) 防災行政無線（戸別受信機を含む）・テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- (5) 当座の飲料水、食料等の持ち出しの準備をすること。
- (6) 自動車による移動を自粛すること。
- (7) 避難対象地区として町から指定された地域以外は避難行動をしないこと。
- (8) 特に必要のない限り、食料の買い出し等の外出は自粛すること。
- (9) 特に必要のない限り、電話の使用は自粛すること。

## 第5 各施設の対策

町は、火山災害の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため、管理する施設、設備については、第三者（入場者）に対し危険を及ぼさないことを第一目標に実施するものとする。

なお、具体的な措置内容は、施設管理者が別に定める。

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- (1) 公共施設
- (2) 病院
- (3) 旅館等
- (4) ショッピングセンター
- (5) 集会所

### 2 各施設等に共通する事項

- (1) 火山情報等の入場者への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 火気使用設備の点検
- (4) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止の措置
- (5) 発火流失、爆発のおそれのある危険物等の点検
- (6) 受水槽等の緊急貯水
- (7) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (8) 防災活動上必要な資機材等の確保
- (9) 通信手段の確認と確保
- (10) その他、管理する施設、設備について特に必要な点検

### 3 個別事項

- (1) 病院等にあっては、重傷患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置
- (2) 学校等にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(3) 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置

(4) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）における登山道の規制は、以下のとおりとする。

#### ア 吾妻山

噴火警戒 レベル	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	(該当なし)	蒲谷地地域、金堀地域、中津川渓谷地域
3	蒲谷地地域	金堀地域、中津川渓谷地域

#### イ 磐梯山

噴火警戒 レベル	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	翁島登山口、猪苗代登山口 渋谷登山口、川上登山口	(該当なし)
3	噴火警戒レベル2と同様	

#### ウ 安達太良山

噴火警戒 レベル	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	沼尻登山口、笹平分岐	横向登山口
3	沼尻登山口、横向登山口	(該当なし)

### 4 広域避難場所等の安全確認

町は、発災に備えて避難場所等の安全確保の確認を行う。

### 5 火山災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置等による非常電源の確保
- (2) 通信手段の確保
- (3) その他の必要な措置

## 第6 建物及び構造物等の倒壊

町は、噴石や降灰等による建築物等の倒壊に関して建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度の判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、適切な避難対策を実施するものとする。

## 第7 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配備

- 1 町は、この計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等を行うものとする。

- 2 防災関係機関は、町が実施する災害応急対策を推進するため、必要な人員の確保等の準備を行うものとする。  
なお、具体的な内容は、機関ごとに定める。

## 第8 避難対策

町は、噴火警戒レベル2又は3が発表されたとき、登山者等に対し火口周辺への立入り規制又は登山禁止・入山規制をとる。さらに居住区域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、必要に応じて居住区域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警戒レベル4又は5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住区域における住民に対して高齢者等避難又は避難、及び要配慮者の避難を呼びかけるものとする。

### 1 避難の実施

- (1) 町長は、火山災害が発生するおそれがある場合、直ちに危険地区の住民等に対し、次の内容を明示して避難指示を行うものとする。
- ア 避難対象地区
  - イ 避難経路
  - ウ 避難先
  - エ 避難指示の理由、噴火による急傾斜地崩壊の危険性
  - オ その他必要な事項
- 2 町長は、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、危険区域の指定を行うとともに、次の措置をとるものとする。
- (1) 防災行政無線（戸別受信機を含む）・広報車等による避難の指示等の周知
  - (2) 県災害対策本部への避難状況等の報告
  - (3) 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指導
  - (4) 猪苗代警察署への避難の指示を行った旨の通知
  - (5) 猪苗代警察署への避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- 3 町長は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備並びに職員の派遣を行うものとする。
- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 町長は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等避難に当たり介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- 6 町長より避難の指示が行われたときは、5に掲げる者の避難場所までの介護及び誘導担当

は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織の指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

7 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

(1) 収容施設への収容

(2) その他必要な措置

8 町は、7に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(1) 流通在庫の放出等の要請

(2) その他必要な措置

9 町は、磐梯山での火山災害が発生するおそれがある場合においては、警報装置を吹鳴し、登山者等に危険を周知する。

10 火口からの距離や避難経路の状況、その他地域の実情を踏まえ、他の居住地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難の対応を要する地域を特定地域として選定する。

特定地域は、「火山活動が活発化した場合の避難計画（吾妻山・安達太良山・磐梯山）」の定めによるものとする。

## 第9 飲料水に係る措置

1 供給量の確保

町は、関係機関の協力を得て、各家庭その他の施設等に対して緊急貯水を要請する。

2 応急給水体制

町は、給水に必要な水量の確保を行う。

3 民間井戸等

町は、あらかじめ自主防災組織単位に井戸の把握に努め、災害時に活用できるよう措置するものとする。

4 水質検査体制

現在、既存の飲料水の検査は毎月1回民間会社へ委託して実施しているため、緊急時に新たな飲料水の確保が必要な場合は、水質検査が必要となる。

## 第10 食料、生活必需品の確保

町は、応急物資及び生活必需物資の調達について関係団体等と連絡をとり、食料及び生活必需物資調達体制の確認をするものとする。

## 第11 医療救護対策

町は、この計画に基づき救護所の開設を行い、医療救護活動に必要な医療器材、医薬品の緊急調達を行うものとする。（第3章 第10節のとおり）

## 第12 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりである。
    - (1) 火山災害応急対策実施要員
    - (2) 火山災害応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
    - (3) その他火山災害対策本部長が必要と認める人員、物資又は資機材
  - 2 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係及び実施機関相互の連絡協力体制を十分整備するものとし、緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町災害対策本部において必要な調整を行うものとする。
  - 3 緊急輸送路等の整備  
緊急輸送路等に指定された施設の管理者は、計画に基づきその施設の整備に努める。
  - 4 本町における緊急輸送ルートは、第3章第15節のとおりとする。
  - 5 ヘリコプター臨時離着陸場  
空路からの物資受け入れ拠点として資料50の臨時ヘリポートを指定する。
  - 6 緊急輸送車両等の確保
    - (1) 町及び関係機関は、緊急輸送に必要な輸送車両などについては、町内運送業者と災害支援協定を締結し、緊急輸送に必要な輸送車両の確保を図るものとする。確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段は別に定める。
    - (2) 町は、輸送手段の確保について、県に対し要請することができる。
- (第3章 第11節のとおり)

## 第13 交通対策

- 1 道路  
安全、円滑な避難及び緊急輸送を確保するため、次の交通対策を実施するものとする。
  - (1) 運転者のとるべき措置
    - ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。
      - (ア) 火山の発生を覚知した場合は徐行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して火山情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
      - (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむをえず道路上において避難するときは、他の車両等の通行に支障なき場所に停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

## (2) 交通規制措置等

### ア 基本方針

- (ア) 災害危険区域内への一般車両の走行は極力抑制する。
- (イ) 災害危険区域内への一般車両の流入は極力抑制する。
- (ウ) 災害危険区域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- (エ) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

### イ 交通規制箇所

- (ア) 災害危険区域への車両の流入は、原則として災害危険区域と災害危険区域外との境界付近の交差点において規制する。

### ウ 交通規制の実施

混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制は、猪苗代警察署と連絡を取りながら実施する。

エ 交通規制は、災害対策基本法に定められた標識等を設置し実施する。ただし、緊急を要し標識等を設置するいとまがないとき、又は標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行うものとする。

### オ 緊急輸送車両の確認手続

- (ア) 緊急輸送車両は、基本法第76条に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

a 避難指示

b 消防、水防その他の応急措置

c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

d 施設及び設備の整備及び点検

e 犯罪の予防、交通の規制その他当該火山災害により、火山災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持

f 緊急輸送の確保

g 火山災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

h その他の災害応援対策又は被害の軽減を図るための措置

### カ 緊急輸送車両の確認申請

a 緊急輸送車両の確認申請は、猪苗代警察署に対して行うものとする。

## 2 鉄道

### (1) 運行方針

鉄道機関は、火山災害発生時の交通規制について、次の方針を原則として対処するものとする。

ア 災害危険区域へ進入する予定の列車に対しては、進入を制限する。

イ 災害危険区域を運行中の列車に対しては、最寄りの駅又は、その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機する等の措置をとるものとする。

(2) 列車の運転規制等

ア 火山災害が発生した場合、列車の運転規制手配は次のとおりとする。

(ア) 災害危険区域への列車の入り込みを規制する。

(イ) 災害危険区域を運転中の列車は、原則として火山防災上、安全な最寄り駅又は駅付近の指定する箇所に停止させる。

(ウ) 運転再開は、東日本旅客鉄道（株）仙台支社福島支店（以下「JR」という。）災害対策本部長の指示による。

(3) 旅客の待機、救護等

ア 駅構内の旅客及び駅に停止した列車内旅客については、駅内又は車内放送、掲示等により火山情報等を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。

この場合、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。

イ 旅客の待機が長期間となった場合、危険が見込まれる場合及び発生後は、町が定める避難地へ旅客を避難させることとし、このことについては、あらかじめ関係市町村と協議をしておくものとする。

ウ アに掲げる旅客に対しては、食事の斡旋を行うこととし、あらかじめ指定した駅周辺の食料品店、食堂等の食事供給能力について調査をし、その供給能力について協力体制を整えておくものとする。

なお、食事の斡旋が不可能となった場合は、関係市町村に給食を要請する。このことについては、あらかじめ関係市町村と協議しておくものとする。

エ 前各号に掲げるJRの保護下にある旅客のうち、病人等、緊急を要する旅客は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立し、また、駅間における列車内旅客に病人が発生した場合は、乗客中の医師等に応急手当を依頼するとともにJR災害対策本部又は現地災害対策本部に救護要請を行う。

オ 駅等においては、応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対して応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

(4) 警備対策

駅舎内及び列車内等、JRの保護下にある旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、列車の停止状況、旅客の待機状況等を勘案のうえ、関係社員による配備を強化する。

また、必要により警察の応援を求めて混乱、盗難等各種犯罪の防止に努める。

3 バス

本町を運行するバス会社は、磐梯東都バス（株）猪苗代磐梯営業所1社であり、火山災害の発生時における火山災害応急対策の概要は、次のとおりである。

(1) 広報施策

火山災害が発生した場合の運行停止措置について、その内容を車両及び停留所等に掲示し、平素から旅客に呼びかけるものとする。

(2) 災害危険予防措置

運行路線にかかわる以下のようないくつかの危険箇所については、あらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

- ア 建物密集地
- イ ガソリンスタンド
- ウ 橋梁
- エ 踏切
- オ 歩道橋の下
- カ 路肩軟弱箇所
- キ 高圧ガス貯蔵所
- ク 電柱、塀
- ケ 高圧線の真下

(3) 情報の収集、伝達

火山情報等の伝達、収集は迅速かつ的確な周知の方法を図るものとする。

特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、半鐘、標識等による情報収集に努めるものとする。貸切車の乗務員についても同様とする。

(4) 運転中の乗務員の措置

ア 火山災害の発生を覚知した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け、安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地への教示を行うものとする。

イ 運行の中止にあっては、十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置を講じ旅客の避難状況等について町災害対策本部に連絡するものとする。

## 第14 関係機関等への連絡調整及び応援要請

### 1 関係機関への連絡調整

町は、火山災害応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認等のため、関係機関等と連絡調整を図るものとする。

### 2 関係機関への応援要請

町は、火山災害応急対策を実施するため、必要があるときは、関係機関等へ応援を要請するものとする。

## 関 係 機 関 一 覧 表

関 係 機 関 名	住 所	電 話 番 号
国土交通省福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平36	024-546-4331
国土交通省阿賀川河川事務所	会津若松市表町2-70	0242-26-6487
国土交通省郡山国道事務所	郡山市安積荒井一丁目5番地	024-946-8165
会津森林管理署	会津若松市追手町5-22	0242-27-3270
東北農政局福島県拠点	福島市南中央3-36	024-534-4141
福島県喜多方建設事務所	喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	0241-24-5725
福島県猪苗代土木事務所	猪苗代町字梨木西70	0242-62-3102
J R 猪苗代駅	猪苗代町大字千代田字扇田264	0242-65-2025
N T T 東日本 会津若松支店	会津若松市栄町2-4	0242-39-5802
猪苗代警察署	猪苗代町字梨木西100-1	0242-63-0110
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11	0242-59-1420
会津保健福祉事務所	会津若松市追手町7番40号	0242-29-5504
東北電力ネットワーク（株） 会津若松電力センター	会津若松市東栄町3-38	0242-27-6663
磐梯東都バス（株）猪苗代磐梯営業所	猪苗代町大字千代田字柳田63	0242-72-0511
東京電力リニューアブルパワー（株）猪苗代営業所	会津若松市蚕養町10-1	0242-22-1977

### 第15 消防対策

#### 1 猪苗代消防署による消防活動

猪苗代消防署は、第一線の消防活動機関であり、火山災害による火災に対し最も中心的役割を果たす組織であるため、消防団等と連携し有効な対策を行うこととする。

- (1) 災害情報収集活動優先の原則
- (2) 避難地及び避難路確保優先の原則
- (3) 重要地域優先の原則
- (4) 消火可能地域優先の原則
- (5) 市街地火災消防活動優先の原則
- (6) 重要対象物優先の原則
- (7) 火災現場活動の原則

#### 2 消防団は、火山に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 出火防止
- (3) 消火活動

(4) 救助活動

(5) 避難誘導

### 3 組織及び分担業務

消防団の組織及び分担業務は、資料1-1及び資料1-2によるほか、事態に即してその都度対応する。

### 4 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

猪苗代消防署は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応ができない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

### 5 消防防災ヘリコプターの応援要請

町長は、次の基準に該当する場合に県（危機管理部）、または猪苗代消防署を通して要請するか、直接消防防災航空隊へ要請する。

(1) 地震、台風、豪雨、豪雪、火山等による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、

上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。

(2) 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合。

(3) 高速道路等での大規模災害事故等が発生した場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。

(4) 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急かつ広範囲にわたり住民等に対し危険のおそれがあると認められた場合。

(5) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

### 6 他都道府県への応援要請

町長は、火山災害発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

ア 被害の状況及び応援要請の理由

イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 町への進入経路及び集結場所

### 7 消防庁長官への派遣要請

知事（危機管理部長）は、町長から他都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認められる時は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに町へ連絡する。

## 8 広域航空消防応援

知事は、町長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、必要と認めた場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき、消防庁長官に対して他都道府県等所有のヘリコプターによる応援を要請する。

## 第16 児童生徒等保護対策

火山災害が発生した場合、幼稚園・こども園、保育所及び学校においては、園児、児童、生徒の生命、身体の安全保護に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速的確に対応できるよう措置を講ずることとする。

### 1 基本方針

- (1) 園児、児童、生徒の生命、身体の安全確保を最優先した計画であること。
- (2) 町の火山災害対策計画等を踏まえ、交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- (3) 学校の所在する地域の諸条件を考慮した計画であること。
- (4) 園児、児童、生徒の行動基準及び学校や教師の対処、行動が明確にされていること。
- (5) 全職員の共通理解がなされていること。
- (6) 火山災害が発生した場合、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に園児、児童、生徒の引き渡し等について、保護者に十分理解されている対策計画であること。

### 2 学校等の対応

- (1) 校長等は、災害対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指導に当たる。
- (2) 児童、生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
- (3) 園児、児童、生徒の引き渡しにあっては、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。
- (4) 校長等は、町教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告する。
- (5) 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動、防災体制をとる。

### 3 教職員の対処、指導基準

- (1) 火山災害が発生した場合、園児、児童、生徒を教室等に集める。
- (2) 園児、児童、生徒の退避、誘導にあっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し本部の指示により所定の場所へ誘導退避させる。
- (4) 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 園児、児童、生徒の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家族等で帰宅できない園児、児童、生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 園児、児童、生徒の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

#### 4 登下校時、在宅時に噴火が発生した場合の対策

- (1) 登下校時に噴火が発生した場合は、直ちに帰宅するよう指導する。
- (2) 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
- (3) 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。

### 第17 警備対策

警察は、噴火の発生に係る住民の危惧、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に災害対策体制を確立し、警察の統合力を發揮して迅速的確な火山災害応急対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護行動に努め、治安維持に万全を期する。

### 第18 水道、電力、電話及び下水道施設の対策

水道、電力、電話及び下水道施設の対策の基本方針は、次のとおりとする。

#### 1 水道施設の対策

町は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対して給水を確保継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた火山災害応急対策計画等に従って、噴火時における防災上の措置を実施するものとする。

##### (1) 家庭用水の確保

ア 災害区域内における井戸を速やかに掌握し、塩素消毒を直ちに実施するとともに利用計画を策定する。

イ 流水使用（飲料不適井戸を含む。）の場合は、ろ過機の配置及び利用計画を策定する。

ウ タンク車の応援要請及び配車利用計画を策定する。

エ 水道法第40条に基づく緊急応援の要請及び配管並びに利用計画を策定する。

オ 給水量は、生活上最小限度を確保するものとし、1人1日3リットルとする。

##### (2) 復旧計画

ア 復旧用資材の確保

（ア）隣接市町村水道事業所に対し、手持資材の供給要請を行う。

（イ）製造業者よりの資材の確保に努める。

イ 資材の輸送体系の確立

資材を迅速に輸送するため車両の確保に努める。

ウ 復旧技術者の確保

隣接市町村の水道事業所及び関係機関等の協力を要請し、復旧技術者の確保を図る。特に配管工等の特殊技術者の確保を重点とする。

エ 第1次復旧

最小限度の給水可能な程度の復旧を目標とし実施する。

各施設の被害状況を速やかに掌握し、とりあえず一部通水可能な限度の復旧作業を行うものとし、配水、浄水施設等については応急復旧作業程度の工事を行い、配管は露出配管により通水する。

消毒は、完全実施を行い得るよう他の工事に優先して実施し、遊離残留塩素0.2mg/Lを確保する。

配水量は、1人1日最小限10リットルとし、被災地区に均等に配水し得るように考慮し、配水計画を立てその旨周知徹底する。

#### オ 第2次復旧

浄水能力の復旧を目標とし、併せて主要配水管系の復旧を行う。

#### カ 第3次復旧

被害前の状況に復旧し配水規制を解除する。

完全復旧に当たっては、被害時の状況を十分検討し、将来を考慮し適切な補強工作を行うよう配慮する。

## 2 電力施設の対策

火山災害が発生した場合、電力会社は各施設を点検し応急措置を講じ、供給確保を図るものとする。

### (1) 実施責任者

ア 地域内における施設の応急対策は、事業所が行うものとする。

イ 町長は、応急措置が必要と認めた場合、事業所に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

### (2) 応急措置要領

応急措置については、施設の事業者とあらかじめ協議し、(3)の応急対策により実施する。

### (3) 応急対策

#### ア 災害対策本部の設置

(ア) 災害により電力施設に被害が発生するおそれがあるとき又は発生した場合は、電力会社が策定した「非常災害対策実施基準等」に基づいて災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、非常配備の体制により応急対策を実施する。

(ウ) 災害対策本部長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速、的確な応急対策を実施する。

(エ) 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

(オ) 災害対策本部は、応援復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートの選定及び車両の確保に努める。

#### イ 情報収集及び広報

(ア) 火山災害が発生した場合、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。

(イ) 広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

#### ウ 応援復旧

(ア) 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。

(イ) 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

(ウ) 復旧作業は、病院、交通、通信、災害対策の中枢となる官公署、報道機関及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

### 3 電話施設の対策

#### (1) 災害対策本部の設置

火山災害が発生した場合、電話会社は災害対策本部を設置する。

#### (2) 情報収集及び連絡

ア 施設の被害状況は、機械、線路調査により把握するとともに、関係機関等から道路状況及び被害情報を収集する。

イ 施設の被害状況及び完全復旧状況は、町災害対策本部及び関係機関、報道関係等へ通報するものとする。

#### (3) 事前措置

ア 災害対策用資機材の点検

イ 可搬無線機の出動準備

ウ 異常ふくそうに対する措置の検討

エ 予備電源設備、移動電源車の稼働準備

オ 孤立無線設置箇所への接続試験確認

カ 行動要員の確保

#### (4) 応急復旧

災害により電話施設が被害を受けた場合、復旧班を出動させるとともに、状況によっては上部機関及び関係工事業者へ応援要請をして速やかに施設を応急復旧し、公衆通信の確保を図るため次の措置を行う。

ア 可搬無線機による公衆電話の設置

イ 可搬無線機による中小局間の通信回路の作成

ウ 移動電源車、携帯用発動発電機による中小局の電源の確保

エ 必要により、町災害対策本部、警察、消防機関等の通信回路の作成

#### (5) 非常通話、緊急通話の確保

通信施設が被害を受けない場合で、非常通話又は緊急通話を確保する必要があるときは、通信規制及び一部通信停止の措置を講じる。

#### 4 下水道施設の対策

下水道施設は、管渠と処理場・ポンプ場から成り、管路施設においては、ほとんどが地中構造物であるため、噴火が発生した場合、短時間で被災状況を把握することは困難なので、情報交換を密に行い、二次災害の防止に努めなければならない。

##### (1) 応急対策

###### ア 災害対策本部の設置

- (ア) 災害により、下水道施設に災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合は、町灾害対策本部設置基準により災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速・的確な応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部は、被害が甚大で本部のみでは応急復旧が困難な場合、県に応援の要請をするとともに、施設の施工業者、管理委託業者及び下水道業者等に対して協力を要請する。

##### (2) 情報収集及び連絡

###### ア 管渠の状況

- (ア) 道路面からマンホールの浮上沈下
- (イ) マンホールごとの目視調査
- (ウ) TVカメラによる調査

###### イ 処理場・ポンプ場の状況

- (ア) 構造物のクラック、エキスパンションジョイント部の異常、地盤沈下
- (イ) 設備機械、配管バルブ等の調査
- (ウ) 処理場・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

###### ウ 住民からの情報

##### (3) 応急復旧

ア 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し、応急対策を実施する。

イ 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

ウ 復旧作業は、病院、社会福祉施設及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を考慮して、復旧効果の最も大きいものから実施する。

## 第4節 教育、広報

(総務課、教育総務課)

火山災害対策の円滑なる実施を図るために、町及び防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等地域のすべての人々がそれぞれの役割に応じた活動主体として、火山に関する知識を正しく認識し、火山に関する情報等が出された場合の具体的行動について習熟するよう不斷に努力することが必要である。

このため、町は独自に又は各種団体、事業所及び地域の自主防災組織等と協力し、火山災害上必要な教育、広報及び防災訓練を繰り返し実施して、火山災害応急対策に関する知識の普及及び火山災害が発生した時の的確な行動に資するものとする。

### 1 教育、広報

#### (1) 町職員に対する教育

##### ア 教育の方法

町は、火山災害応急対策の万全を期するため、職員に対し講演会、職員研修等の機会を活用して必要な防災教育を実施する。

##### イ 教育の内容

(ア) 火山災害の特徴

(イ) 予想される被害規模に関する知識

(ウ) 火山災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識

(エ) 職員が果たすべき役割

(オ) 火山災害発生後における二次災害の防止

(カ) その他、火山対策の必要な事項

#### (2) 住民等に対する教育、広報

##### ア 教育、広報の方法

(ア) 広報紙等による広報及び参考資料の配布

(イ) 住民集会等の開催

(ウ) 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力

##### イ 教育、広報の内容

(ア) 火山災害の特徴

(イ) 予想される被害の想定に関する知識

(ウ) 火山情報等の正確な情報の入手方法

(エ) 火山災害が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(オ) がけ地崩壊危険地及び避難地、避難路に関する知識

(カ) 火山災害発生後における二次災害に関する知識

(キ) 日頃から備え、実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付

属施設の補強、家具、危険物等の転倒防止等の内容

(3) 児童、生徒等に対する教育

教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、火山の基礎的な知識及び対策の教育を行う。

(4) 自動車運転者に対する教育

町交通対策協議会、交通安全協会等を通して、火山災害が発生した場合における自動車の運行等の措置について徹底を図る。

## 第 5 章 防災訓練

(総務課)

町は、火山災害対策の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織体制の強化を目的として、火山災害を想定した防災訓練を実施するものとする。

### 1 火山防災訓練

次の内容を組み合わせ、町独自又は福島県及び近隣市町村と共同し、地域の自主防災組織の参加を得て、適時に実施する。

- (1) 火山情報等の受伝達
- (2) 火山災害対策本部の運営
- (3) 職員の動員
- (4) 避難誘導等
- (5) 交通規制
- (6) その他、応急対策等に関する内容

### 2 個別防災訓練

次に掲げる防災訓練を重点として隨時計画的に実施する。

- (1) 県及び町防災行政無線等による通信情報伝達訓練
- (2) 職員の動員、参集訓練
- (3) 交通規制訓練

### 3 緊急初動訓練

町は、火山災害が発生した場合の緊急な事態に対応した臨機即応の初動体制をとるため、次の事項を重点とする事前に予告しない緊急初動訓練を実施するものとする。

- (1) 勤務時間内における訓練
  - ア 火山情報等の伝達訓練
  - イ 職場安全点検訓練
- (2) 勤務時間外における訓練
  - ア 火山情報等の伝達訓練
  - イ 職員参集訓練

(第2章 第13節のとおり)

## 第6節 緊急整備事業の推進

(総務課、町民生活課、保健福祉課、農林課、建設課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、こども課)

町は、火山災害が発生した場合の被害を軽減するため、次に掲げる防災施設につき、関連事業との調整を図り、その整備を図るものとする。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送路
- 5 医療施設
- 6 社会福祉施設
- 7 学校等教育施設
- 8 がけ崩れ等防止施設
- 9 水道施設
- 10 下水道施設
- 11 その他必要な施設

## 第 7 節 地域防災体制の整備推進

(総務課)

火山災害が発生した場合は、町の応急対策の推進を図り、地域住民及び事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。

このため、町は自主防災組織の育成を推進するとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図る。

### 1 自主防災組織の育成指導

#### (1) 町の役割

町は、地域防災活動の推進を図るため、区会（行政区）を中心とした自主防災組織の育成を推進するものとする。

#### (2) 研修会の開催

町は、地域リーダーを対象に自主防災組織の育成に必要な研修会、講習会を開催し、火山に対する意識の啓発、火山に関する知識の普及に努める。

### 2 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、地域住民の合意の上、概ね次のとおりとする。

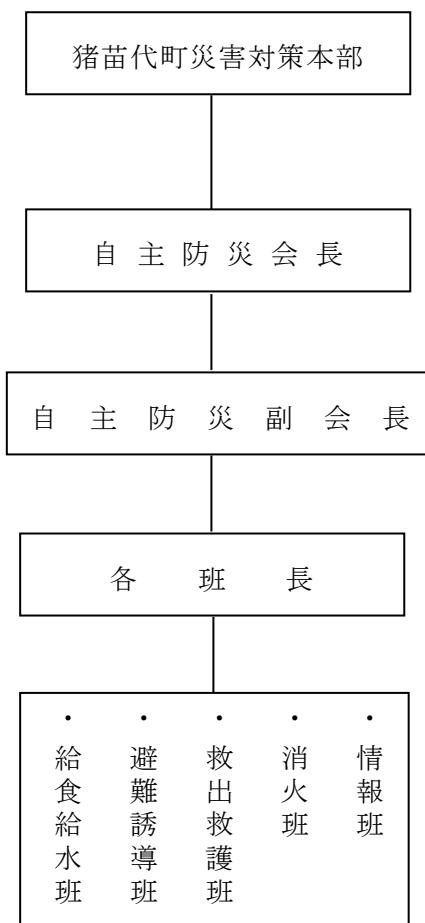
#### (1) 自主防災組織の編成単位

編成単位は、原則として各行政区単位とする。

#### (2) 自主防災組織の組織及び役割分担

自主防災活動を迅速かつ効果的に実施するため、原則として次のような組織を編成するものとする。

## 自 主 防 災 会 組 織



### 自 主 防 災 組 織 の 役 割 分 担

班 名	役 割
情 報 班	情報班は、被害状況等を的確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を行う。
消 火 班	消火班は、災害時における火災発生による被害の拡大を防ぐため、出火を防止し発生火災の初期消火を行う。
救出救護班	救出救護班は、救出、救護を要する者に対し、積極的に救出救護活動を行い、適切な措置をとる。
避難誘導班	避難誘導班は、災害等の発生により、住民の生命に危険が生じ又は生じるおそれがある場合は、指定された避難場所へ避難誘導する。
給食給水班	給食給水班は、避難地等において給食及び給水を行う。